

## 宗教団体による献金勧誘の違法性

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和6年7月11日

【事件番号】 令和4年（受）第2281号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 破棄差戻

【参照法令】 憲法32条、民法90条、709条、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号・2号

【掲載誌】 裁時1843号18頁、消費者法ニュース141号134頁

◆ LEX/DB 文献番号 25573641

龍谷大学教授 カライスコス アントニオス

### 事実の概要

本件は、宗教法人であるY<sub>1</sub>（被被告人）の信者であった亡AがY<sub>1</sub>に献金をしたことについて、X（上告人。亡Aは原審係属中に死亡し、その長女であるXがその訴訟上の地位を承継した）が、Y<sub>1</sub>およびその信者であるY<sub>2</sub>～Y<sub>6</sub>に対し、Y<sub>1</sub>およびその信者らの違法な勧誘によりされたものであるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案である。

亡Aには、妹が早世する、夫である亡Bの母が自殺する、二女が離婚する、亡Bが重病にかかり入退院を繰り返すなどの不幸な出来事があった。亡Aは、Y<sub>1</sub>の信者であった三女の紹介により、Y<sub>1</sub>の教理を学ぶようになり、Y<sub>1</sub>に対し、平成17年から平成21年までの間、十数回にわたり合計1億0058万円を献金した。また、亡Aは、平成20年から平成22年までの間、自己所有の土地を合計約7268万円で売却し、その売得金のうち合計480万円をY<sub>1</sub>に献金した。この各献金は、Y<sub>1</sub>の信者らによる勧誘を受けて行われた。

亡Aは、平成27年11月、Y<sub>1</sub>の信者の運転する自動車で公証人役場へ行き、公証人の面前において、Y<sub>1</sub>の信者がその文案を作成した「念書」と題する書面に署名押印し、当該書面に公証人の認証を受けた。この念書には、亡Aがした献金につき、Y<sub>1</sub>に対し、欺罔、強迫または公序良俗違反を理由とする不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求を、裁判上および裁判外において一切行わないことを約束する旨の記載があった。亡Aは、Y<sub>1</sub>に対して本件念書を提出し、

両者の間に本件念書による合意が成立した。その後、亡Aは、平成29年3月、本件訴訟を提起した。

原々審（東京地判令3・5・14LEX/DB25600043）および原審（東京高判令4・7・7LEX/DB25620545）は、本件不起訴合意が公序良俗に反するというべき事情は見当たらず、また、本件勧誘行為が社会通念上相当な範囲を逸脱するものとして違法であるとはいえないとした。

### 判決の要旨

#### 1 不起訴合意について

「特定の権利又は法律関係について裁判所に訴えを提起しないことを約する私人間の合意……は、その効力を一律に否定すべきものではないが、裁判を受ける権利（憲法32条）を制約するものであることからすると、その有効性については慎重に判断すべきである。そして、不起訴合意は、それが公序良俗に反する場合には無効となるところ、この場合に当たるかどうかは、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである。」

「……本件不起訴合意は、亡Aがこれを締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、亡Aに対して一方的に大きな不利益を与えるものであったと認められる。したがって、本件不起訴合意は、公序良俗に反し、無効である。」

## 2 献金勧誘行為について

「宗教団体又はその信者……が当該宗教団体に献金をするように他者を勧誘すること……は、宗教活動の一環として許容されており、直ちに違法と評価されるものではない。もっとも、献金は、献金をする者……による無償の財産移転行為であり、寄附者の出捐の下に宗教団体が一方的に利益を得るといった性質のものであることや、寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な影響の内容や程度は様々であることからすると、その勧誘の態様や献金の額等の事情によっては、寄附者の自由な意思決定が阻害された状態とされる可能性があるとともに、寄附者に不当な不利益を与える結果になる可能性があることも否定することができない。そうすると、宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をおおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照）。」

「以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである。」

「本件においては、亡Aは、本件献金当時、80歳前後という高齢であり、種々の身内の不幸を抱えていたことからすると、加齢による判断能力の

低下が生じていたり、心情的に不安定になりやすかったりした可能性があることを否定できない。また、亡Aは、平成17年以降、1億円を超える多額の本件献金を行い、平成20年以降は、自己の所有する土地を売却してまで献金を行っており、残りの売得金を〔Y<sub>1</sub>〕信徒会に預け、同信徒会を通じてさらに献金を行うとともに、同信徒会から生活費の交付を受けていたのであるが、このような献金の態様は異例のものとして評し得るだけでなく、その献金の額は一般的にいえば亡Aの将来にわたる生活の維持に無視し難い影響を及ぼす程度のものであった。そして、亡Aの本件献金その他の献金をめぐる一連の行為やこれに関わる本件不起訴合意は、いずれもY<sub>1</sub>の信者らによる勧誘や関与を受けて行われたものであった。」

「これらを考慮すると、本件勧誘行為については、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するかどうかにつき、前記……のような多角的な観点から慎重な判断を要するだけの事情があるというべきである。」

## 判例の解説

### 一 序

本判決は、①宗教法人とその信者との間における不起訴合意の有効性と、②宗教法人の信者による献金行為の違法性について、最高裁としての初めての判断を示したものである<sup>1)</sup>。いずれの点についても、本判決は、一般的な判断枠組み（考慮要素）を示すものであり、同種事案における判断に与える影響が大きいと思われる。以下では、原々審および原審と本判決の判断が異なるものとなった理由について概説した上で、いくつか重要な点に焦点を当てて取り上げることとする。

### 二 判断が分かれた理由

#### 1 不起訴合意の有効性について

不起訴合意の有効性について、原々審および原審は、亡Aが公証人の面前において本件念書に署名および押印し、私署証書の認証を得たことから、特段の事情がない限り、作成者である亡Aの意思に基づき本件意思表示がされたものと認められるというべきであることを前提とした上で、亡Aにおいて本件念書により本件意思表示を行ったとは認め難いような特段の事情が存在するのかを検討

している。すなわち、そこでは、公証人の面前における手続を通して作成されたものであることを重視してその有効性を原則的に認めた上で、特段の事情が存在する場合にはその有効性を例外的に否定するという考え方が採られているのである。

これに対し、本判決は、不起訴合意が裁判を受ける権利を制約するものであることから、その有効性については慎重に判断すべきであるとして、公証人の面前における作成という形式的側面よりも合意の内容や本質といった実態的側面に重きを置いている。このように、原々審および原審とは出発点を異にしており、このことが、最終的な判断にも影響している。本判決におけるこの判示と、不起訴合意が公序良俗に反して無効となる場合の判断基準の提示は、本件のような宗教法人とその信者との間の不起訴合意に限定されたものではなく、その理論的および社会的意義は大きい<sup>2)</sup>。

## 2 献金勧誘行為の違法性について

献金勧誘行為の違法性について、原々審および原審は、勧誘が、献金を含む宗教的教義の実践を行わないことによる害悪を具体的に告知したり、心理的圧迫を加えたりするなどして、殊更に相手方に不安や恐怖心を抱かせ、またはこれを助長して、相手方の自由な意思決定を不当に阻害し、相手方の資産状況、生活状況等に照らして過大な出捐をさせるようなものであると認められるような場合には、社会的相当性を逸脱したものととして違法との評価を免れないとしている。そして、中でも特に「害悪を具体的に告知」するような行為があったのかに着目して、そのような行為が存在しないとの認定をした上で請求を棄却している。

これに対し、本判決は、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をおおるような行為をしてはならないことを当然の前提とした上で、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者またはその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても十分に配慮することが求められるとの判断を導いている。こうして、自由な意思決定の「不当な阻害」と資産状況や生活状況に照らした「過大な出捐」という厳格な基準を用いた原々審および原審とは異なり<sup>3)</sup>、本判決は、自由な意思を「抑圧」することで「適切な判断をすること

が困難な状態」に陥らせていないか、および、献金により寄附者またはその配偶者その他の親族の「生活の維持を困難」にしていないのかという、より緩やかな基準を用いているのである<sup>4)</sup>。

## 三 献金勧誘行為の違法性に関する判断基準について

前記のうち、初めに、献金勧誘行為の違法性に関する判断基準について、より詳細に見ていきたい。まず、本判決が、「勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず」寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯およびその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額および原資、寄附者またはその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討すべきであるとしたことに注目したい。原々審および原審の判断内容を見ると、Yの信者による「害悪の告知」の有無を特に重視しており、害悪が「具体的」に告知されたか否かに言及している箇所も多い。

宗教法人による不当な献金勧誘行為は、消費者問題として位置づけられるところ、原々審および原審の前述のアプローチは、献金勧誘行為のそのような性質に沿わないものであるとの印象を強く受ける。すなわち、消費者問題においては、たとえば、事業者側が具体的な害悪を直接的に告知して消費者を強迫することよりも、消費者をより間接的に困惑させて特定の取引行為を強いることの方が多いと認識が、消費者契約法における多様な困惑類型の制定を導く主な要因の1つとなったのである<sup>5)</sup>。このように、消費者に対して事業者が勧誘を行う場面では、より緩やかな基準をもって勧誘行為の不当性を肯定する方向性が採られてきており、本判決は、そのような方向性に沿う妥当なものであるといえよう。

なお、本判決における判断基準は、本判決でも引用されている法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の定める法人等の配慮義務の内容（3条1号・2号）と同じものとなっている。このことについては、同法における配慮義務が、その制定前からいわば社会通念化していた内容を反映したものであると理解することができよう。また、同法の配慮義務については、その違反に対する民事的効果が定められていないところ、そのような違反が不法行為の成立に関する判断要素となる旨が明確にされたことの意義も大きい。

#### 四 被害者の心理状況

原々審および原審は、不起訴合意の有効性および献金勧誘行為の違法性について、亡Aにおいて、Y<sub>1</sub>の活動への積極的な参加が窺われること、Y<sub>1</sub>との積極的な関わりの姿勢が示されていること、および、献金当時に納得していたようであることも重視してX側の請求を退けている。この点においても、消費者問題としての本件の性質が適切に考慮されていないとの感が否めない。すなわち、前述した消費者契約法の困惑類型の各規定（4条3項各号）を見ると、社会生活上の経験不足と過大な不安（5号）、社会生活上の経験不足と恋愛感情（6号）、靈感による知見と称するものを用いた不安の強化（8号）を利用して消費者に経済的出捐をさせる勧誘手法が並んでいるが、いずれにおいても、消費者は、事業者によるそのような勧誘手法の結果として、出捐当時は「積極的に」ないし「納得して」行為していることが一般的なものである。

このように、不当な勧誘行為があったことによって、その影響の下で消費者側が「積極的に」ないし「納得して」行為することは原則的な状況であるといえ、これを不当性に関する判断において考慮することは、矛盾しているのである。消費者の情報処理能力には限界があり、また、消費者による合理的意思決定は種々の制約を受ける<sup>6)</sup>。本件における不起訴合意および献金勧誘行為との関係でも、亡Aはこれらの行為に向けたY<sub>1</sub>の信者の影響の下で「積極的に」ないし「納得して」行為していたのである。本件では、献金勧誘行為の不当性の判断につき差戻しが行われているが、本判決が示した判断枠組み（考慮要素）は、まさにこのような状況が考慮されることを前提とするものであり、原々審および原審におけるような論理的矛盾は回避されることになる。

#### 五 組織的なマインドコントロール

本件では、亡Aは、不起訴合意に関する念書を作成した後、自宅から親戚の家に転居し、そこでXに対してY<sub>1</sub>との関わりについて説明したり、Xと共に弁護士に相談したりする中で、Y<sub>1</sub>に対して一連の経緯や自己の気持を伝える複数の書面の作成ないし送付や訴えの提起に至っている。原々審および原審は、前記各書面の作成について、Xが亡Aに働きかけ、Xの考えに沿う形で構成お

よび内容が固められ、作成されたものであると認定している。他方で、不起訴合意に係る念書の作成に際して、亡AはY<sub>1</sub>の信者の運転する車両で他の信者と共に公証役場に行くなどしているにも関わらず、本件念書により亡Aが本件意思表示を行ったとは認め難いような特段の事情があると認められないとしている。

原々審および原審の前記のような判断は、本件での亡Aに対するY<sub>1</sub>側の働きかけにおいて、マインドコントロール（洗脳）が組織的に行われている様子が窺われることを十分に考慮しないものとなっている。ましてや、複数の信者による組織的な行為が散見されるにも関わらず、亡Aによる不起訴合意作成にこれらが与えた影響を否定しつつ、その後の亡Aの各種書面の作成についてその娘であるXの「考えに沿う形で構成及び内容が固められ」たと認定していることは、少なくとも相容れないものであるといわざるを得ない。他方で、本判決が示した判断枠組みは、宗教法人との間での不起訴合意に限られたものではないが、考慮されるべき諸般の事情の例として「当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯」も掲げており、該当する場合には前記のような組織的なマインドコントロールを適切に評価することを可能とするものとなっている<sup>7)</sup>。

#### ●—注

- 1) 田近肇「判批」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-012352497(Web版2024年8月30日掲載) 2頁。
- 2) 古谷貴之「判批」法教530号(2024年)108頁。
- 3) これらの基準は、過去の下級審裁判例によって用いられてきた。詳細については、宮下修一「寄附の不当勧誘と民事的効力」ジュリ1585号(2023年)16頁を参照。
- 4) なお、不起訴合意の有効性と献金勧誘行為の違法性について本判決において異なる判断要素が用いられている理由の分析として、西内康人「判批」有斐閣OnLineロージャーナル(YOLJ-L2407008)を参照。
- 5) 詳細については、たとえば、中田邦博=鹿野菜穂子編『基本講義消費者法〔第5版〕』(日本評論社、2022年)78頁以下〔鹿野〕を参照。
- 6) この視点からの分析として、村本武志「靈感商法とマインドコントロール(心理学)」消研13号(2022年)39頁以下を参照。
- 7) そのようなマインドコントロールの詳細については、村本・前掲注6)、日本弁護士連合会編『消費者法講義〔第6版〕』(日本評論社、2024年)498頁〔山口〕を参照。